平成２４年（フ）第１２１７号
大阪府高石市取石４丁目13番45―105号、住民票上の住所大阪府四條畷市南野１丁目１番26号　前川ハイツ201
債務者　小嶋　康裕
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５１号
堺市西区山田１丁1165番地38
債務者　堂脇　亜弓
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８２号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目12番５号
債務者　池内　一晃
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２１号
堺市中区福田323番地１　シティハイム福田203号
債務者　小谷　敬子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３３１号
堺市堺区中之町西４－１－７中之町西ＴＫハイツ306、住民票上の住所堺市堺区九間町西２丁１番１―1005号
債務者　藤本　雅彦
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６７０号
大阪府岸和田市春木泉町10番15号
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
大阪府阪南市石田600番地の６―29棟506号、住民票上の住所大阪市住之江区中加賀屋１丁目１番12―1102号
債務者　山中　崇司
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６９１号
大阪府泉佐野市鶴原1704番地17―402、前住所大阪府泉佐野市鶴原280番地見出住宅８―201
債務者　明神　千晶
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１６号
大阪府泉大津市助松町２丁目13番30号助松市営住宅506号
債務者　池側　真紀
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２号
大阪府泉南市岡田５丁目12番13号
債務者　出口　真衣
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５号
大阪府岸和田市紙屋町15番４号紙屋ハイツ201号
債務者　岩水　祐子（旧姓中村・茶野木）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８号
大阪府岸和田市沼町29番27号プチメゾン岸和田206号
債務者　下川　和美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９号
大阪府泉佐野市葵町２丁目６番８号
債務者　井関　政孝
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
大阪府泉佐野市日根野5565番地の197、住民票上の住所大阪府岸和田市神須屋町393番地の11
債務者　岩本　匡章
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
大阪府阪南市尾崎町６丁目２番10―203号
債務者　髙橋　康彦
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
大阪府泉南市樽井６丁目19番18―206号、前住所大阪府泉南市新家4529番地の１リノン新家Ｃ113号
債務者　米原　英子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
大阪府岸和田市春木旭町19番16号
債務者　佃　由里子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係